

船内巡視実施要領

船内巡視実施要領を次のとおり定める。

(巡視時刻)

第1条 船内巡視は、出港直後及び発航後10分経過時に行なうものとする。ただし、荒天時航送する場合その他船長において必要がある時は、定刻巡視のほか適宜巡視を行なわせるものとする。

(巡視者)

第2条 船長は、船員の中から予め巡視者を定め、巡視の目的巡視場所、巡視に当たって特に注意すべき事項及び異常を発見した場合の措置等について十分教育を行なっておくものとする。

(巡視場所及び点検事項)

第3条 巡視は、下表の場所を経路に従い別表に掲げる事項に留意して行うと共に次の事項についても点検するものとする。

1. 非常出入口、昇降設備、通常出入口に物品が放置されていないこと。
2. 標識が完全であること。
3. 防火戸が閉ざされていること。
4. 消火装置が完全であること。
5. 機関室の当直は万全であること。
6. 法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況。

巡視経路	1	2	3	4	5	6	7	8
巡視場所	遊歩甲板 暖房機	貨物甲板	船員室	プロパン 格納庫	旅客室	機関室	甲板倉庫	

(異常があった場合の措置)

第4条 巡視にあたって異常を発見した場合には、必要な措置をとり責任者に通報するものとする。急はくした危険があるときは、大声で付近の者に非常事態を知らせる等応援を求めて危険の除去に努めるとともに、船長に連絡するものとする。

(記録)

第5条 巡視者は、巡視終了ごとに巡視記録簿に記録し、船長に提出するものとする。

(附則)

この要領は、平成24年11月21日から実施する。